（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第八条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
2　前項の届書には、同項第四号イに掲げる者にあっては、預金口座の名義及び口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。	2　前項の届書には、同項第四号イに掲げる者にあっては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
（受給代表者の変更の申請） **第七十六条の四**　受給権者は、受給代表者の変更を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。	（受給代表者の変更の申請） **第七十六条の四**　受給権者は、受給代表者の変更を申請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　申請者の個人番号又は基礎年金番号	二　申請者の基礎年金番号
三　前受給代表者である受給権者の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び年金証書の年金コード	三　前受給代表者である受給権者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び年金証書の年金コード
四　組合員若しくは加入者又は組合員若しくは加入者であった者の氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号	四　組合員若しくは加入者又は組合員若しくは加入者であった者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
五～七　（略）	五～七　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
（死亡の届出） **第七十七条**　受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。	（死亡の届出） **第七十七条**　受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　受給権者の個人番号又は基礎年金番号	三　受給権者の基礎年金番号
四・五　（略）	四・五　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　厚生年金保険法施行規則第四十一条第五項及び第六項の規定は、第一項の届出について準用する。	4　厚生年金保険法施行規則第四十一条第四項及び第五項の規定は、第一項の届出について準用する。
（失権の届出） **第七十七条の二**　受給権者がその権利を喪失したとき（平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三（平成九年経過措置政令第二十二条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定による退職共済年金の受給権者が、六十五歳に達したとき、附則第四十一条、第六十四条又は第六十八条の規定の適用を受けることとなるとき及び死亡したときを除く。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	（失権の届出） **第七十七条の二**　受給権者がその権利を喪失したとき（平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三（平成九年経過措置政令第二十二条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定による退職共済年金の受給権者が、六十五歳に達したとき、附則第四十一条、第六十四条又は第六十八条の規定の適用を受けることとなるとき及び死亡したときを除く。）は、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　氏名、生年月日及び住所	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所
二　個人番号又は基礎年金番号	二　基礎年金番号
三・四　（略）	三・四　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
附　則	**附　則**
（退職共済年金の裁定の請求） **第十四条**　退職共済年金（移行年金給付に限る。以下同じ。）について、裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。	（退職共済年金の裁定の請求） **第十四条**　退職共済年金（移行年金給付に限る。以下同じ。）について、裁定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　住所、氏名、生年月日及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は基礎年金番号	一　請求者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号